

水戸市立 赤塚中学校いじめ防止基本方針

平成26年4月
水戸市立赤塚中学校 生徒指導部

(令和8年4月1日一部改訂)

令和8年度水戸市立赤塚中学校いじめ防止基本方針

第1 水戸市立赤塚中学校いじめ防止基本方針について

1 水戸市立赤塚中学校の基本方針策定の目的

水戸市立赤塚中学校いじめ防止基本方針は、生徒に対するいじめの防止に係る基本理念を定め、学校、保護者、地域住民、関係機関等の責務や役割を明確にするとともに、「いじめの未然防止」や「早期発見・早期対応」及び「いじめの早期解消」について基本となる事項を定め、生徒が心豊かで安心・安全な生活を送ることができること、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

2 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、どの生徒にもどの集団にも起こりうるもので、断じて許される行為ではない。いじめは、生徒の心身の健やかな成長を著しく阻害する行為であり、その根絶に向けて誰もが真摯に取り組まなければならない。

4 いじめに対する基本姿勢

いじめに対する基本姿勢

いじめの未然防止・早期発見・早期解決

- (1) いじめは、どの生徒にも、どの集団にも起こりうるものである身近な問題である。
- (2) いじめのない社会をつくるために、学校、保護者、地域などが相互に連携・協力する必要がある。
- (3) 生徒は、いじめは深刻な人権侵害であると理解し、その防止に向けて行動しなければならない。
このため、いじめの「未然防止（いじめを生まない集団づくり）」「早期発見・早期対応（いじめの兆候を見逃さない）」「いじめの早期解消（発見したいじめへの対処）」について実効性をもって具体的に取り組む。

第2 いじめ防止のための対策

1 水戸市立赤塚中学校いじめ防止対策委員会の設置及び年間計画

組織（概要）

○運営委員会 随時（週1回開催） ・管理職、教務主任、生徒指導主事、保健主事、事務員、各学年主任、養護教諭 ○職員会議 随時（月1回開催） ・全職員 ○生徒指導部員会 週1回開催 ・管理職、教務主任、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭	・気になる生徒について情報の交換 ・今後の対応について共通理解 ・生徒指導に関する話し合い ・学校生活アンケート・チェックリストの活用
○いじめ防止対策委員会 週1回開催 ・管理職、教務主任、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭	・いじめ防止の取組や計画の実践・検証 改善策の検討 ・いじめ防止、早期発見・早期対応のための研修会の実施
○いじめ対応チーム（発生時） ・管理職、教務主任、生徒指導主事、当該学年主任、学年担当、養護教諭、スクールカウンセラー、（部活顧問）等	・いじめ問題の早期解決に向けての対応 ・対応の役割分担

計画（概要）

4月	本年度のいじめ対策方針、指導体制確認 校内研修「いじめ防止基本方針について」 教育相談（二者面談）	10月	いじめ防止標語の作成 校内研修「あかりⅡ」生徒一人一人の共通理解 合唱祭
5月	校内研修「あかりⅠ」生徒一人一人の共通理解	11月	教育相談（二者面談・三者面談） 体育祭 いじめ解決フォーラム（全校活動）
6月	いじめ防止教室（学級活動） 人権教室	12月	学校評価の結果分析と検討
7月	情報モラル教室（SNS関係） 学校評価の結果分析と検討 教育相談（三者面談）	1月	教育相談（二者面談・三者面談） あいさつ運動強化月間
8月	校内研修「いじめの早期発見・早期対応」と「 気になる生徒の共通理解」 SCを交えた校内研修	2月	学級編制
9月	いじめ防止教室（学級活動）	3月	来年度へ向けての方針、指導体制の見直し 学級編制

※毎月末に学校生活アンケートの実施

【いじめ防止のための取組年間計画】

月	教師	生徒・保護者
4月	○学年間の情報交換、指導記録（児童生徒カルテ） ○いじめ対策に係る共通理解、いじめ対策組織編成 ○校内研修「いじめ防止基本方針について」 ○基本的生活習慣の定着と学校生活リズムを確立 『赤中プライド』を基盤としたきまり、約束の確認と重点事項の共通理解 ○いじめ防止対策委員会の実施 ○教育相談を実施 ○学校生活アンケートの実施	○学級開き、人間関係づくり、学級づくり ○新入生歓迎会（生徒集会） ○「いじめの定義」についての理解 ○「こころの健康観察」について周知 ○「校内オンライン相談窓口」等の周知 ○保護者への「いじめ防止基本方針」やいじめ対策についての説明と啓発 ○「通信機器を持たせるにあたり」の内容を周知 【保護者会】

5月	○基本的生活習慣の定着と公共の場でのマナーを確立 ○校内研修「あかりⅠ（配慮を要する生徒への対応）」 ○規範意識の高揚を図る指導について ○いじめ防止対策委員会の実施 ○学校生活アンケートの実施	○通信機器の使い方について ○通信機器の使い方について家庭用チェックリストの配付 ○行事を通した人間関係づくり 【修学旅行（3年）】 ○朝のあいさつ運動【生活委員会】
6月	○いじめ防止対策委員会の実施 ○学校生活アンケートの実施と教育相談の実施	○いじめ防止教室【学級指導】 「いじめを許さない①～いじめって何？～」 ○人権教室
7月	○全校集会（夏休み前）での生徒指導の振り返り→夏休み明けに向けての改善策の検討 ○SNSによるいじめに関する講演会の開催 ○いじめ防止対策委員会の実施 ○学校生活アンケートの実施 ○教育相談（三者面談）の計画実施	○SNSによるいじめに関する講演会 ○生徒集会 ○学校評価の実施→生徒・保護者の意見を聞く ○「校内オンライン相談窓口」等の周知 ○教育相談（三者面談）の参加 ○家庭用チェックリスト（通信機器の家庭ルール）
8月	○校内研修「いじめの早期発見早期対応」「気になる生徒の共通理解」 ○SCを交えた教育相談研修会 「不登校生徒への関わり方」（教員向け） ○いじめ防止対策委員会の実施	○配慮を要する生徒への連絡
9月	○夏季休業中の生徒の様子 【学年会・部員会】 ○いじめ防止対策委員会の実施 ○学校生活アンケートの実施	○いじめ防止教室【学級指導】 「いじめを許さない②～いじめをなくす～」
10月	○校内研修「あかりⅡ（配慮を要する生徒への対応）」 ○前期の生徒指導の振り返り→後期の改善策 ○いじめ防止対策委員会の実施 ○学校生活アンケートの実施	○行事を通した人間関係づくり【合唱祭】 ○ふれあいプラン いじめ防止標語の作成【生活委員会】
11月	○学校生活アンケートの実施 ○教育相談の実施 ○ふれあいプラン「あいさつ運動スローガン」募集 ○いじめ防止対策委員会の実施 ○学校生活アンケートの実施	○行事を通した人間関係づくり【体育祭】 ○「いじめ解決フォーラム」へ向けての各学級での取り組み ○「いじめ解決フォーラム」の実施
12月	○冬季休業前までの生徒指導の振り返り実施→今後に向けての改善策の検討 ○いじめ防止対策委員会の実施 ○学校生活アンケートの実施	○学校評価の実施→生徒・保護者の意見を聞く ○「校内オンライン相談窓口」等の周知 ○生徒集会
1月	○冬季休業中の生徒の様子 【学年会・部員会】 ○いじめ防止対策委員会の実施 ○学校生活アンケートの実施 ○教育相談の実施	○朝のあいさつ運動【生活委員会】 ○行事を通した人間関係づくり 【自然体験活動（2年）】 ○いじめ防止教室【学級指導】 「いじめを許さない③～私にできること～」 ○保護者へのいじめ・SNSトラブル対策についての説明と啓発 【新入生保護者説明会】

2月	○来年度の学級編制 ○いじめ防止対策委員会の実施 ○学校生活アンケートの実施	○SNS家庭向け啓発だより
3月	○記録整理, 上学年への引継ぎ情報の作成 ○来年度の学級編制 ○小・中学校の情報連携のための連絡会の開催 ○いじめ防止対策委員会の実施 ○学校生活アンケートの実施	○学校評価の実施→生徒・保護者の意見を聞く ○「校内オンライン相談窓口」等の周知 ○生徒集会

2 「未然防止」について

(1) 基本的な考え方

教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、生徒が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことで、達成感や成就感を味わわせ、自立を促し自己有用感を高め、自己指導能力を育てるとともに、生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、他者への思いやりをもち主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。

(2) 具体的な取組（基本となる具体的な取組を次に示す）

自立を促し、自己有用感を高め、自己指導能力を育てるとともに、他者への思いやりをもたせる教育活動の推進

① 生徒が主体となって学ぶ授業づくり

教師は、すべての生徒が生き生きと授業に参加できるよう、生徒指導の四つの視点である「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の設定」「安全・安心な風土の醸成」を意識した授業づくりを行う。また、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ることによって、生徒一人一人が主体的に学習に取り組めるようにする。

② よりよい集団づくり

生徒主体の生徒会活動を中心に、よりよい学校生活の実現や集団づくりを目指す。また、活動を通じて好ましい人間関係づくりや規律の確立等を図る。生徒一人一人の活躍の場や居場所を意図的、計画的に設定し、それにより自立を促し自己有用感を高める。

③ 健全な心を育成する教育

「ふれあいプラン」における『あいさつ運動』や『いじめ解決フォーラム』等の充実を図る。

④ 人とつながる喜びを味わう教育活動

学校行事や生徒会活動、学級活動の時間等において、グループワーク等を有効に活用し、友達と分かり合える楽しさやうれしさを共有したり、自分や相手の思いを相互に交流させる場を設けたりするなど、体験を通して他者への思いやりをもたせる教育活動を推進する。

⑤ SNSに利用に関するいじめ未然防止活動

パソコンやタブレット、スマートフォン（メールやライン等）を通じて行われるいじめを防止するための取組を推進する。（長期休み前の事前指導、SNSによるいじめに関する講演会）

⑥ いじめ防止教室

専門講師（スクールロイヤー、メディア情報指導委員）の講話、学級活動等を通して、情報モラルの向上を図り、携帯電話によるトラブルやネットいじめの防止に努める。

⑦ 教育相談体制の充実

生徒が安心して教師と相談できるように、日々の生活から生徒との信頼関係を築き、秘密を守れる相談の場を設定し、組織的に対応する。また、親との二者面談や、生徒や親が「スクールカウンセラー」のカウンセリングや「心の教室相談員」との相談を受けることのできる機会を積極的に設定する。

校内オンライン相談窓口を開設し、1人1台端末のアンケート機能を活用し、生徒が相談者を選んで相談できる環境を設ける。また、教育ダッシュボードによる「こころの健康観察」を活用し、生徒の小さな変化やサインを見逃さない日常的・定期的な情報収集に努める。

⑧ いじめ未然防止のための保護者への協力

保護者は、我が子がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導、その他必要な指導を行うよう努める。また、子どもの変化を見逃さないようにする。気づいた際には学校に連絡する。

⑨ 「性的マイノリティ」に関する理解と対応

性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進のための研修を位置づける。学級や学年において、いかなる理由があってもいじめや差別は許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進する。また、悩みや不安を抱える生徒の良き理解者となるよう努め、日頃より生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) 校内研修体制

1 本年度研修計画

①本年度研修の重点

- ・本校のいじめに関する実態と課題を知り、本校のいじめ防止基本方針、計画についての理解を深める。
- ・いじめの未然防止、早期発見、早期解決のための指導力、対応力の向上に努める。

②研修年間計画

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
内容	①	②		③	④⑤		⑥					

①いじめ防止基本方針に関する内容

③性的マイノリティに関する内容

⑤SCによるカウンセリングに関する内容

②生徒の共通理解に関する内容【あかりⅠ】

④いじめの早期発見・早期解決に関する内容

⑥生徒の共通理解に関する内容【あかりⅡ】

【4月の具体的な研修】

- ・研修目的 赤中の問題の確認
- ・研修内容 いじめ防止基本方針の確認、始業前に確認しておきたい生徒の周知

【5月の具体的な研修】

- ・研修目的 配慮を要する生徒の全職員での共通理解
- ・研修内容 「あかりⅠ」配慮を要する生徒について全職員で共通理解

【7月の具体的な研修】

- ・研修目的 性的マイノリティに関する教職員の理解を深める
- ・研修内容 多様な「性」の在り方の理解と支援体制の確認

【8月の具体的な研修】

- ・研修目的 ①組織で行う、いじめに対する指導力や対応力の向上
②教員のカウンセリング力の向上
- ・研修内容 ①いじめの早期発見・早期解決に向けた組織（チーム学校）としての指導・対応の仕方
②ＳＣによる教育相談を行う上でのポイント

【10月の具体的な研修】

- ・研修目的 配慮を要する生徒の全職員での共通理解
- ・研修内容 「あかりⅡ」配慮を要する生徒について全職員で共通理解

第3 いじめの早期発見・早期解決

【早期発見・早期解決に向けての取組】

1 基本的な考え方

いじめは、未然防止と同様に早期に発見し、早期に対応することが重要である。

いじめは、気付きにくく判断しにくい形で行われることもあることを認識し、些細な兆候を見逃さず、早い段階からの確に関わり、いじめを積極的に認知することが必要である。そのために、日頃から生徒をしっかりと見守り、生徒との人間関係の構築に努め、生徒が示す変化を見逃さないようにする。

基本となる具体的な取組を以下に示す。また、学校内だけでなく各種団体や専門家と連携すると共に、収束に向かう過程においても、学校は家庭との連携を密にし、協力して該当生徒の健全な成長に努める。

2 具体的活動

（１）いじめの早期発見のために、生徒一人一人の悩みや不安に応じる様々な手段

① 日常的な観察の重視

「いじめは、どの学校・どの学級・どの生徒でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識に立ち、全教職員が生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行う。また、「こころの健康観察」や「生活の記録」などを通して、生徒の心の変化に気付くことができるよう努める。このことにより、生徒の小さな変化を見逃さないようにし、気になればすぐに声をかけるように努める。

② 小さな変化への組織的観察

おかしいと感じた生徒、気になる生徒がいた場合には学年・ブロックや生徒指導委員会等の場において観察結果について、素早く情報を共有し、担当学年教員だけでなく、関われる教員が組織的に役割分担し、より多くの目で当該生徒を見守り、観察する。

③ 教育相談活動への導入

変化が見られたと認識した場合には、教員が積極的に働きかけを行い生徒に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談活動」で当該生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。初期的な段階であっても、組織的な対応を行い、役割分担をしながら早期対応に努める。

④ 「学校生活に関するアンケート」の実施

「学校生活に関するアンケート」を毎月実施する。この中で気になる回答をした生徒に早期に教育相談を実施すると共に、組織的に観察を開始する。また、それぞれの回答に対応できるように、対応する組織を構成し、対応策についての共通理解、ケース会議を通して役割分担をして、素早く問題解決に取り組めるようにする。

⑤ 休み時間、昼休み等の校内巡回の実施

教師は、授業開始3分前には教室で生徒を出迎えるようにする。授業後、次の時間授業がない場合は次の授業担当者が来るまでの間、生徒の行動を見守る。また、昼休みには校内の巡回を行い、生徒の様子を日々、観察する。気付いたことがあれば、学年会や運営委員会や校務会での教員間での共通理解を図れるようにする。

⑥ SNSに関わるいじめについて

インターネットやスマートフォンによるSNS上の誹謗中傷については、迅速かつ組織的に事実把握を行い、被害生徒や加害生徒の保護者に報告・連絡をする。被害生徒救済の観点から、学校は被害生徒の学習の機会を保証すると共に心のケアなどの必要な支援を行う。児童ポルノ関連のいじめに関しては直ちに警察へ相談・通報を行う。

⑦ 犯罪に関わるいじめについて

被害生徒の命や安全を守ることを最優先に考え、犯罪に触れるいじめの行為（重大ないじめ事案）については、直ちに警察に相談・通報を行い、学校は適切な援助をもとめる。

⑧ 相談窓口の周知

学校においては、校内オンライン相談窓口を設置する。また、「ネット目安箱」や「いばらき子どもSNS相談」等の相談窓口があることを生徒・保護者に周知する。

(2) いじめの早期解決のための組織的対応と当該生徒の安全の保証

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、いじめ対応チームを編成し学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる生徒たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤ いじめられている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラー、心の教室相談員、養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取り組み

- ① 「SNSに関する家庭のルールを決めよう」や「生徒の学校生活に関するアンケート」を保護者に対し実施する。気になる生徒がいるときには学校と家庭で連携を取り、教育相談を実施すると共に、組織的な観察を開始する。
- ② 学校評価を行い、各家庭の考えや意見を取り入れるなど学校と家庭で連携しながら、いじめの防止対策に努める。
- ③ いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。特に、深刻と思われるいじめが起こった場合には、決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ④ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行うことを事前に保護者等に周知する。
- ⑤ SNSに関するトラブルの第1責任者は当該生徒の保護者であることを保護者会等で周知する。また、学校が関与できない部分(動画や画像の削除、書き込みなど)に関しては当該生徒の保護者同士で問題の解決にあたってもらう。
- ⑥ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いじめ・体罰防止サポートセンター」等のいじめ問題などの相談窓口を紹介する。

3 校内の体制と情報の集約

(1) 組織の構成

全職員が事態に対し共通認識、共通理解し、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をして重大事態の対応にあたる。調査組織を結成し、事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

調査組織には、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

(2) 職員の役割分担

全職員… どんな些細なことでも、情報交換し共通認識と共通理解の徹底を図る。

調査結果を踏まえ、必要な措置、システムの改善、見直し等を行う。

校 長 ○全職員の招集と役割分担

○重大事態対応チームの結成

○調査の方法、対象者の確認

○必要に応じた保護者との面談

○関係機関との連絡

○報道関係者への対応と記者会見

教 頭 ○市教育委員会への報告、相談

○学校関係機関への連絡と外部からの問い合わせ対応

○保護者（加害・被害生徒）への事実報告と今後の対応について共通理解

○校長補佐

教 務 ○全職員への共通認識、共通理解

○全職員への役割の周知

○PTAと連携

生徒指導主事 ○専門機関への連絡

○事実の記録、報告書の作成、教員間での共通理解の場の設定

○当該学年への協力、指導方針への助言・助力

当該学年主任 ○被害生徒の保護

○被害生徒及び保護者、加害生徒及び保護者への対応及び聴取

学年担当 ○他の同学年生徒への対応及び調査

○調査結果の集約

○被害生徒又は保護者への聴取結果及び今後の支援策について説明

養護教諭 ○被害生徒への対応、カウンセリング

○SC（スクールカウンセラー）や心の教室相談員との連携

他 学 年 ○他学年生徒への対応及び調査

○指導方針の共通理解、当該学年への協力

○他生徒の様子把握

事務、他職員 ○来校者、電話の取り次ぎ

いじめ防止対策のための校内体制

いじめ防止対策委員会	運営委員会
・週1回開催 ・管理職、教務主任、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭 ※必要に応じて、特別支援コーディネーター、学年担当、SC、SSW 〈内容〉 ・いじめ防止の取組や計画の実践・検証、改善策の検討 ・いじめ防止、早期発見・早期対応のための研修会の実施 ・いじめ防止教室の立案 ・学校生活アンケートの結果分析 ・学校評価での意見の検討 ※PDCAサイクルを活用し、未然防止、再発防止のために取組や計画を改善していく。	・週1回開催 ・管理職、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、保健安全主事、事務職員 〈内容〉 ・気になる生徒について情報の交換、対応
	職員会議
	・月1回開催 ・全職員 〈内容〉 ・気になる生徒の共通認識、共通理解、対応の確認 ・研修会の開催
	生徒指導部員会
	・週1回開催 ・管理職、教務主任、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー 〈内容〉 ・気になる生徒について情報の交換、対応 ・学校生活アンケートの集計と分析
いじめ対応チーム	
・いじめ問題発生時に編成 ・管理職、教務主任、生徒指導主事、当該学年主任、学年担当、養護教諭 ※必要に応じて、特別支援コーディネーター、部活動顧問、SC、SSW 等 〈内容〉 ・いじめ問題の早期解決に向けての対応 学校は校長の方針に基づき組織としていじめへの対応を進めていきます。一人の教師の思い込みや情報だけでなく、多面的に情報の収集に努め、校長が事態を収束したと判断するまでは指導後の観察を要し、生徒の様子（被害生徒・加害生徒・全体の雰囲気）を、様々な教育活動の場面で観察する。	

(3) 聴取等の情報収集

被害生徒及び保護者、加害生徒及び保護者、他生徒、教員等の聴取等の情報収集を綿密に行い、全職員で事実確認を行う。いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。被害生徒又は保護者に聴取結果及び今後の支援策について説明をする。

(4) 水戸市教育委員会との連携

報告及び相談し、連携をとって対応する。

(5) PTAとの連携

PTA会長と連絡を取り相談し、事態の性質に応じて保護者への説明をする。また、今後の対応、措置についても説明する機会を設ける。

(6) 他生徒への対応

事態の性質に応じて、他生徒へ学級又は学年、全校集会を企画し、説明を行う。説明後は、生徒一人一人の様子をよく観察し、精神的なショックを受けた生徒等への心理的サポートをする。

(7) 心理的なサポート体制

いじめられている生徒、精神的なショックを受けた生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラー、心の教室相談員、養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(8) 窓口の一本化

学校関係機関への連絡と外部からの問い合わせ対応については、情報の混乱回避のために窓口を一本化する。報道関係者への対応と記者会見は、情報の混乱回避のために管理職以外の教員はインタビュー等への返答は避ける。

(9) 今後の対応

調査結果を踏まえ、必要な措置について全職員で検討し再発防止に努める。

第4 いじめの重大事態への対処

1 重大事態の定義

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき」を含む。

2 重大事態が発生した場合の基本的な姿勢

- ・学校は、重大事態に該当する疑いがある事案を把握した場合、速やかに教育委員会に報告する。また、教育委員会と連携し、被害生徒・保護者に対して事実解明への協力を依頼する。いじめの事実等についてありのままに伝え、説明責任を果たすように努める。
- ・学校は、いじめを受けた生徒の学習の機会を保証すると共に、生徒の心のケアや自信を回復するための最大限の努力を行う。
- ・学校は、いじめを受けた生徒と関与した生徒との関係回復の取組に努める。

いじめの早期解決システム

いじめの情報

事実確認の集約

いつ、誰が、どのように、役割分担を決めて情報を収集する。
※事実確認は個別対応で丁寧に、慎重に、速やかに、この時点での指導は行わない！

- ①詳細な聴き取り（時間、場所、メンバー、何をどうした、様相など）
- ②いじめの全体像と動機、背景を探る。
- ③周囲の生徒からの聴き取り

情報の共有化

いじめ対応チームの結成

対応策を明確に
短期・中期・長期に分けての対応策を打ち出す。

短期…被害生徒のケア，事実関係のすり合わせ，加害生徒の指導内容の検討，
インターネット等の書き込みの削除等

犯罪に関係するような事案は直ちに警察に相談・通報する。

加害生徒への指導

被害生徒へのケア

基本姿勢

- ①いじめ行為について、「絶対に許されないこと」を毅然とした態度で指導する一方で、生徒の欲求不満を受容し、心の安定へ変容するように努める。
- ②いじめ行為や他人を誹謗する言動は、どんな理由があっても正当ではなく、卑劣であることを十分に悟らせる。
- ③生徒の人権意識を育て、お互いの人権を大切に、助け合いの中で相手の心の痛みが分かるような感性が育つように指導する。

基本姿勢

- ①弱い立場にある生徒の側に立ち、教師はその生徒を「守る」ことを約束し、常に援助する。（姿勢を見せる。）
- ②いじめられている要因となっている面の指導はしない。生徒の悩みを共感的に受け止め、心の安定を図り、自立できるよう支援する。
- ③安心して登校できるよう精神的にくじけないよう援助すると共に、周囲の生徒に被害生徒を受け入れていくよう指導し、思いやりのある暖かな学級の雰囲気作りに努める。

具体的対応

正確な事実確認 共感的・受容的対応

- いつ、どこで、誰が、誰に
- 何を、どのように、なぜ？
- 同一時間・それぞれ別室

指導の雰囲気作り

アイスブレイク：共有的体験化対応

- 緊張、警戒心をほぐす
- 生徒の言葉に耳を傾ける

反応に応じた指導 積極的な対応

- ダメなことを明確にして叱る
- 行動の背後にある原因、ストレス
- 不平不満をじっくり聞く

反省を促す指導 毅然とした態度での対応

- 何が悪いのか、過ちなのか
- 生徒が自ら反省する方向へ

反省を深化させる指導

- 自分自身を知り、相手の心の痛みを分からせる
- 今後の生活態度、心がけ

指導のまとめ 心のケア、再発防止をする

- 謝罪と和解の援助
- 深い愛情をもった対応(人間関係づくり)
- 皆と共に考えさせる指導

具体的対応

安心感を与える 誠実な態度

- 不安感、緊張感をときほぐす
- 語りかけて心を開かせる
- 被害者の保護を最優先にする

気持ちを受け入れる 受容の姿勢

- 心の痛みを本人の立場になり理解する
- 繰り返しの手法で対話する
- 生徒の話した内容を話し手の気持ちになって繰り返す

正確な事実確認 共感的・受容的対応

- いつ、どこで、誰が、誰に
- 何を、どのように、なぜ？

悩みを十分に聞く 共感的理解

- 悩みの明確化
- 欠点の指摘、否定的応答は避ける
- 非指示的対応

気持ちを安定させる 自立再生への動機付け

- いじめた生徒の反省している気持ちを伝え、いじめに対する毅然たる態度を示す
- 自ら立ち直す動機付けを示唆する

自信をもたせる 長所の助長

- 興味趣味について自由に話させる
- よさや持ち味を引き出し、自分を見るきっかけづくり

仲間作りへの援助 学級の雰囲気作り

- 和解の援助
- 教師全員で見守る
- 自己有用感の育成

いじめ対応チームで検討

○指導過程の情報を集約・確認

○対応策の検討

中期…被害及び加害生徒の保護者への連絡等、市教委への近状報告と相談

長期…被害生徒の看護、傍観者への指導、再発防止措置、教職員の共通認識、共通理解

加害生徒の保護者

被害生徒の保護者

☆加害者・被害者の立場に立っての話し方

☆事実の報告

☆解決に向けた学校の取組への理解と協力依頼

◇来校または家庭訪問

- 「いじめは絶対に許されないこと」
- 「いじめをしてはいけないこと」
- 加害生徒も赤中の大切な生徒であること、生活を立て直してほしいこと

◇来校または家庭訪問

- 生徒の辛かった気持ちへの共感
- 「守る」ことの約束
- 今後の学校の援助指導に対する方向性について意見を伺う。

※被害者側にいかなるいじめられる理由があるかと、いじめは許されないという立場を明確にする。

※加害者側の考えも傾聴しながら対応していく。

※指導後の学校での様子を報告

※指導後の家での様子を確認

周囲の生徒（傍観者等）への指導・支援

基本姿勢

- ①弱い立場にあるものの苦しみを理解させ、いじめに対して許さない気持ちを持ち、教師や保護者に伝えるなど対処できるよう指導する。
- ②いかなる理由でも一方向に人の心を傷つけること「いじめ」は、決して許されないということを徹底し、友だちのよい面を見つけ、お互いに認め合って生活することの心地よさに気付くよう指導する。
- ③被害生徒、加害生徒の立場や気持ちを理解させ、思いやりをもって受け入れる雰囲気作りをする集団が育つよう援助する。

具体的対応

いじめの状況把握 いじめを許さない真摯な態度

- いじめの認識の有無
- いじめを助長する雰囲気はないか

全体指導の可否の判断 いじめ再燃への可能性の判断

- 被害生徒の孤立感の深まりはないか
- 本人への排斥がひどくないか
- 本人、保護者の学校や担任への不信感が残っていないか

被害者を最優先する指導 いじめを解決する強い意志

- 被害生徒の気持ちをくみ取る指導
- 被害生徒、保護者に不安感を与えない姿勢
- 全体指導への被害生徒、保護者への理解

当事者としての意識化 毅然とした態度で対応

- いじめの構造や心理の指導
- 傍観者の果たす役割
- 被害生徒の心理理解

継続的指導のまとめ 思いやりある人間関係の育成

- 被害生徒、加害生徒を受け入れる雰囲気作り
- 正しいことが認められる雰囲気作り
- 悩みや困りごとを相互に出し合い、相談し合える学級、学年の集団作り
- 人の良さや努力が認め合える学校
- いじめの解決には、一定の解決が図られた後にも、最低3ヶ月の経過観察が必要となるため、当該生徒の生活の様子や人間関係に注意をはらいながら声かけなどの指導を継続する。

重大事態発生時のシステム



